

令和5年第12回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和5年9月28日(木)午後3時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

教 育 長	石 井 二三男	委 員	行 合 八恵子
委 員	吉 森 啓 司	委 員	池 崎 教 授
委 員	平 道 千 春		

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	平 野 貢 司	教育総務課長	本 多 俊 隆
学校教育課長	赤 星 潤 一	生涯学習課長	岡 田 恵
学校給食課長	緒 方 勇 人	文化課長	大 石 明 彦
学校教育課審議員	堀 田 美 穂	教育総務課施設係長	正 村 謙 一
学校教育課課長補佐	松 本 祥 司	学校教育課教務係長	盛 田 達 矢
生涯学習課中央図書館庶務係長	吉 田 悦 子	学校給食課管理係長	袋 田 一 貴
文化課課長補佐	小 川 隆 基	文化課生涯学習資料係長	松 下 慎 司
教育総務課総務企画係長	松 下 美 紀		

5 本会議に付した議題等

(1) 議題

議第41号 事務局職員の定年前早期退職の承認について

議第42号 天草市市費負担教職員の任命について

議第43号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

議第44号 天草市文化財保護審議会への諮問について

(2) 協議・報告

(1) スクールバス等契約更新に向けた方針等について

(2) 天草市文化的景観学術検討委員について

(3) 令和5年10月行事予定について

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和5年第12回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前々回定例会及び前回臨時会の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 9月市議会が終了し、学校訪問が始まっている。本渡南小運動会も無事終了した。牛

深高校郷土芸能部がモンタナ州で開催されたジャパンフェスティバルに派遣された。本市から政策企画課、恐竜の島博物館推進室職員も参加したが、高校生の頑張りが好評であったようだ。また、県民体育祭が2週にわたり菊地・山鹿方面で開催され、応援に行ってきたが、天草市は5位と躍進賞であった。コロナ感染症、インフルエンザが流行ってきていて、学級閉鎖、学年閉鎖も出ており、注意しなければならない。

(4) 議題

議第41号 事務局職員の定年前早期退職の承認について

議第42号 天草市市費負担教職員の任命について

石井教育長： 本日の議事日程は配布のとおりだが、議第41号事務局職員の定年前早期退職の承認及び議第42号天草市市費負担教職員の任命については人事案件であることから、天草市教育委員会会議規則第14条第1項ただし書きの規定に基づき秘密会とすることを発議する。これに賛成の委員の挙手を求める。

(全員賛成)

石井教育長： 全員賛成と認め、議第41号及び議第42号の審議については、同規則による秘密会と決定する。関係者以外の退席を求める。

【議第41号及び議第42号の審議内容は公開していません】

議第43号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第8号の規定により、教育委員会の議決を得る必要があるため提案するものである。この報告書の根拠、役割として、地方教育行政法第26条第1項の規定により、毎年、教育委員会の所管事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくために報告書を作成し、その結果を市議会に提出するとともに、市のホームページ等で公表するものである。評価にあたっては、より客観性・透明性を高めるために、外部の教育に関して学識経験を有する方を点検評価員として委嘱し、意見を聴取することとしている。点検評価員は熊本県立大学総合管理学部教授の望月信幸氏と元教育委員の蓑田えり氏である。点検評価員会議は7月5日と8月17日の2回開催し、ご意見をいただいた。点検評価の対象範囲は、事務事業のうち主なものとして、令和4年度分では25の事務事業を点検評価の対象とした。点検評価の手順については、まず、事務局各課で内部評価を行い、内部評価について点検評価員から意見をいただくのが外部評価となる。配布している報告書は外部評価までが終わったものである。この外部評価を踏まえて、教育委員会で最終評価をしていただくことになる。最終評価された報告書については市議会に提出するとともに、市のホームページに掲載するほか、冊子の形でいつでも閲覧できるように備え置いて公表することになる。なお、2ページから3ページにかけて、点検評価調書の作成について示しており、4ページからは教育委員会の活動状況や附属機関の状況をまとめている。7ページからは点検評価員による外部評価の際の意見についてまとめている。11、12ページには点検評価員による総合評価を掲載している。これらの意見を踏まえ、今後の方向性として、教育委員会が所管する事業における総合的な方向性をまとめている。13、14ページに点検評価事業一覧を、15ページからは各課で1事業ごとに内部評価を行ったものを点検評価員による外部評価を受け、事務事業の課題や方向性について見直し、作成したものとなっている。点検評価の対象とした25の事務事業のうち、総合評価が継続以外の事業を中心に各課から説明を行う。

まず、教育総務課関係では4つの事務事業を点検評価の対象としており、4事業とも

継続だが、その中で姉妹都市教育交流事業については、本市と姉妹都市関係にあるアメリカ合衆国エンシニータス市との教育交流事業を行うもので、国際感覚を持った青少年の育成を図るものである。派遣と受入れを隔年で実施していたが、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止した。令和4年度は8月に本渡中学校を会場にインターネットを利用した交流を行い、令和5年度の交流再開につなげたところである。

赤星学校教育課長： 学校教育課では12の事務事業が点検評価の対象となっており、継続以外の事業としては、中学校英語検定チャレンジ事業が拡充事業である。本事業は中学生の英語検定の受験料を全額補助（このうち中学3年生は熊本県が3分の1を補助）するものである。対象者は市内中学校に在籍し、英語検定を受験する中学生1人につき年1回分を保護者に対して補助を行うため、事業を拡充するとしたところである。対象の生徒数について、予定では1,886人（中1が636人、中2が629人、中3が621人）としており、受験率の目標を100%としている。

緒方学校給食課長： 学校給食課の3事業のうち、本渡学校給食センター建設事業について、昨年7月に建物が完成し稼働したので、方向性を終了としている。

岡田生涯学習課長： 生涯学習課は6事業、見直して継続していくものうちご意見を頂いたものについて説明する。まず、二十歳のつどい開催事業は、対象者から募る実行委員が企画、運営を担うため、これからの対象者及び地域の意見等を聞き、より充実した式典の開催方法の協議を慎重に重ねていくこととし、見直していく。移動図書館事業は、移動図書館車の買い替えについて検証が必要な時期にきているため、移動図書館としての複合的な視点で、学校等への配本図書の充実及び市民等が図書と出会う機会に繋げていくよう、関係部署との連携した取り組みを考え見直していく。読書活動推進事業については、生涯学習の拠点機能を活かし、読書活動の推進や学びの機会に繋げていくため、各地域の特色を活かした図書館として定期的にアンケート調査を実施するなど、情報発信の方法を工夫し、利用者の利便性を図っていく。生涯学習推進事業については、各地区公民館講座等の効果的な学習内容、講座の進め方など、情報交換を行うことで地域に即した手法も参考になっており、多岐にわたるテーマにおいて工夫した取り組みを提供していく。青少年健全育成事業については、地域資源を生かした子どもたちの体験、交流の場となり、活動団体の支援につながっている。補助金等の申請期限の延長を行うなど、柔軟に対応しているため、申請実績等を踏まえ、予算についても検討していく。

石井教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

吉森委員： 課題や方向性が詳しく書いてあり、わかりやすくして良いと思った。外国語指導助手招致事業で、学校訪問等で小学校の英語の授業等を見て、小学生のうちから学ぶべきだと改めて思った。本渡南小学校で英会話教室を実施してあるが、対象学年が何人だったのか、回数や人数も教えていただきたい。

盛田学校教育課教務係長： 本渡南小では全学年を対象に呼びかけを行ったが、参加者は25名であった。

行合委員： これは自由参加なのか。

盛田学校教育課教務係長： 冬休み期間中の実施で、自由参加である。

池崎委員： 外部評価の中で、LGBT理解増進法が施行されるに至り、この法律が今後、教育現場にどのような影響を与えるのか案じている、とあるが、どのような意味なのか。

本多教育総務課長： 委員としては危惧しているということではなく、今後見守っていくということであるので、再度確認を行う。

石井教育長： 変わった場合は修正を行うことでよろしいか。

行合委員： 適応指導教室設置事業において、カワセミの定員は20名ほどで、そのやり方など方向転換の時期ではないかとあるが、利用状況等においてそのような説明はあったのか。またこれについてどのようにお考えか。

赤星学校教育課長： 現在の状況も含め説明を行っている。8名は令和4年度の実績であり、今年度の直近では4名である。現在、フリースクールもできているが、状況は今後見守っていく必要がある。カワセミ学級は学校復帰につなげるという考えであるため、方向の転換は今のところ考えていない。不登校の生徒数100人に対し、カワセミ学級の受け入れは20人なので、5分の1しか受けられない。受け入れ体制を考えなければいけないというニュアンスが含まれていたのではないかと。ただ、カワセミ学級を開校していても、自宅から出ることができない生徒、学校に来て教室に入れない生徒等があり、ここに通うのもかなりの心労があるのではないかと考える。

石井教育長： 望月委員の総合評価で、今後は新しい、もう一步先に進んだ事業の展開というものを期待したいとあるので、そのままやるのではなく、考えてやってほしい。

行合委員： 学校給食の地産地消など、非常に努力されていて、達成状況や点数にこだわらなくていいと感じている。学力向上についても、頑張ってもらっている。本渡北小の仮設校舎の賃貸については経費が掛かるのではないかと。早めにどのように建て替えをしていくのか、検討した方がよいのではないかと。これはどういうことか。

本多教育総務課長： 何年も賃貸の仮設を立てているので、建て替えも含め、色々検討を進めてほしいというご意見であった。

石井教育長： 本渡北小の件に関しては、幼稚園や統廃合問題など、各方面からご意見をいただきながら検討していくことになる。

行合委員： 天草学校給食センターは老朽化しており、児童数も少なくなっているが、今後どのように考えておられるのか。

緒方学校給食課長： 天草学校給食センターは41年が経過しているが、今後の児童数の推移等を見て検討していく。

池崎委員： 適応指導教室設置事業で、カワセミ学級でのタブレットを利用したオンラインでの指導ができるのではと思うが、今後の方向性は。

赤星学校教育課長： 今後の課題の部分として、オンライン授業や持ち帰りを検討していくところである。

池崎委員： 本渡中生徒に限らず、不登校生徒のカバーができるのではないかと。

石井教育長： タブレットを活用し、不登校生徒が授業を少しでも体験出来たらいいというご意見である。

松本学校教育課課長補佐： 不登校の生徒については、教室からのオンライン配信を希望するかを尋ね、希望する場合は配信が見られるよう取り組みをしているところもある。

行合委員： カワセミは本渡中の分教室だが、学校に行けない子は結構他の学校にもいる。保護者の方にも紹介してほしい。通える、通えないは保護者の選択であり、利用も増えてくるのではないかと。フリースクールも増えているが、自分の地元の学校に通いたいという気持ちはあるのではないかと。まずはカワセミに通えるなら通い、そして自分の学校に復帰する手段もあるので、広めて紹介してほしい。

平道委員： カワセミから普通学級に戻ったきっかけとして、クラブ活動や特色を生かした得意分野の交流があれば入りやすいと感じる。カワセミを経験して、社会人になった方の講演が以前あったそうで、参考やきっかけになればと思う。

石井教育長： カワセミ学級の先生2人は、本当によくしていただいている。学校の中には部活だけに来ている子どももいる。

ほかに質問等はないか。なければ議第43号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第44号 天草市文化財保護審議会への諮問について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

大石文化課長： 天草市指定文化財の薬師寺のナギ及び姫之河内の木斛が指定の価値を失ったため、天草市文化財法条例第6条第5項の規定に基づき、当該文化財の指定の解除について、天

草市文化財保護審議会に諮問するものである。

河浦町の薬師寺に位置するナギの木は、樹齢については不明だが、天草で最も大きく、平成10年7月10日にはふるさと熊本の樹木に登録されており、地域から親しまれてきていた。現状に至る経緯として、令和4年の秋頃から枯れが目立ち始めていたが、管理責任者である今村区長から連絡があり、関係部署と協議を行ったところである。今村区長からは枯れている状況を鑑み、落枝や倒木による住民及び周辺への被害の恐れがあるため、早期の伐採と指定解除を要望されたところである。文化課としては、枯死状態を確認したところで現状を考慮し、早期伐採はやむを得ないと判断し、滅失届及び現状変更許可申請書の提出を求め、管理責任者による伐採実施を許可したところである。現状を判断すると、指定の価値を消失していると考えられるため、指定解除を諮問するものである。

続いて二浦町亀浦にある姫之河内の木斛であるが、幹回り4メートル、高さ26メートルの老木である。1185年壇ノ浦の戦いのあと、平家の落人の姫が逃れてきて、姫之河内に隠れ住んだとの伝説がある。この姫を埋葬したときに傍らに植えられたと言われている。現状に至る経緯だが、樹勢が弱ってきていたため、平成26年から28年にかけて樹木医による樹勢回復作業を実施してきたが、平成30年に致命的なダメージを受け、樹勢が急激に衰退、平成31年2月に枯死状態であることを確認し、以後、管理者との協議を進め、地元からも倒木による住民及び周辺への被害の恐れがあるため、伐採を要望された。令和2年9月に現状変更許可により伐採。指定内容及び対象文化財の現状を判断すると、指定の価値を消失していると考えられるため、指定解除を諮問するものである。

石井教育長： 委員の方からご質問、ご意見等ないか。

池崎委員： 姫之河内の方は平家の落人とあるが、文献等あるのか。

大石文化課長： 文献等には特に載っていないが、伝承として残っているようだ。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ議第44号については承認してよろしいか。

(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) スクールバス等契約更新に向けた方針等について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

赤星学校教育課長： 令和6年度以降のスクールバス等の契約更新に係る方針等について、第10回定例会の一般会計補正予算第7号で債務負担行為の部分で限度額等について説明を行ったが、本日は契約更新に係る方針等について、担当係長から説明をさせていただく。

盛田学校教育課係長： 資料6ページ、現状の概要として、各小中学校でスクールバスを運行しているが、現在の契約が平成31年度から令和5年度までの5カ年であり、本年度が最終年度である。次年度以降の運行に向け、新契約締結に向けた各種方針を定めながら事務を進めている状況である。現行の動きでは、利用条件としては小学校4キロ以上、中学校6キロ以上、天草スクールバスの運行管理規則に定め運用している。対象校は小学校13校、中学校7校、運航路線数としてバスが現在51路線走っている。その他タクシーが2路線、スクールボードが1路線で、計54路線の管理をしている。利用人数、運行車両については資料のとおりである。なお、現在小中学校で混乗を実施している学校があり、牛深東小・中学校は、完全混乗で運行している。御所浦小・中学校と新和小・中学校については、それぞれの小学校の動きに合わせ一部混乗をしている。運行委託料は総額で年間約3億7,500万円程度支出している。7ページにスクールバスにかかる決算額の推移等について示しているが、令和元年度は3億8,247万9,483円、それぞれの年度で実際スクールバスを動かすにあたって支払った金額の総計を示している。3億8,000万円から3億7,000万円の推移で運行しているところである。国からスクールバス運行にあ

たって普通交付税措置があり、1台当たり約600万円の財政支援がある。3億8,000万円から3億7,000万円程度支出があるが、うち3億1,800万円については普通交付税によって国から財政措置がある。合併して5年未満の学校は国からへき地補助金がある。令和5年度については、全ての学校が統廃合後5年経過したので、今年度はこの分がない。財政的な説明は以上のとおりである。8ページの児童生徒数推移予測で、全体的な数もスクールバスを利用する人数もそれぞれ減少傾向にあるので、特にスクールバスを利用する児童生徒については、令和5年度以降、年平均60人程度減少していく見込みである。9ページは今回の契約更新で、車両台数がどう変わるかを示したものになる。現行は合計54台で計上しているが、令和6年度以降は48台、6台減る見込みである。この6台については、まず、天草小・中学校と牛深小・中学校は混乗で運行させる。それぞれの学校について、天草小・中地区で2台、牛深小・中地区で2台、計4台の減になる。併せて、有明小学校で運行している島子便と沖の田便はほぼ路線は一緒だが、児童数の関係で2便運行しているが、令和6年度以降は2台を1台にまとめて1便に減らすように進めている。もう1台は栖本小学校、ここは1台運行しているが、地域政策課が栖本地区全体を巻き込んでAIオンデマンドタクシー事業を昨年度からやっている。教委としては、AIオンデマンドタクシーを用いて子供たちを通学させたいので、いずれの対象小中学校についても昨年度から動いており、PTA役員、学校、それぞれの説明を終え、小中混乗の試乗を行っているところである。このような内容で新年度以降については運行を進めたく、最終的に6台減を進めたい。10ページは新契約に向けた各種方針をまとめている。運行路線、時刻については、今まで5年やってきた中で、特段大きな支障もでていないので、そのまま継続の形で仕様を作っていく。契約期間については現在5年契約だが、次の契約については3年間と考えている。理由については、5年契約とした時に子供たちの数がかなり減少してくるため、車両自体の大幅な変更が想定されるため、事業者負担を軽減するにも3年とすることが、あまり車両の大きさも変わらず、運行路線数が変化しないため、事業者の負担の軽減という部分を踏まえ、今回は3年間で契約更新をしたいと考えている。使用車両については以前から判別基準を定めているので、何人乗れるかで、車両を中型バスや小型バス、そういった基準に基づいた選定をしていきたい。今後のスケジュールだが、昨年度から順次動いてきたところだが順調に来ており、令和5年8月から11月の学識経験者の意見聴取が終わったところである。総合評価審査会の1回目が終わわり、学識経験者の意見を聴取し反映させたものを、10月4日の第2回審査会に諮り、大まかな評価項目を決定するという流れで予定している。入札関連の資料、手続き等については以前から進めており、最終的には今年12月下旬頃に入札を実施し、来年1月中旬から下旬には落札予定業者が決定すると考えており、準備期間を2月、3月とし、来年4月から完全運行ということで進めていきたいと考えている。

行合委員： 事業者との交渉はスムーズに進んでいるのか。

盛田学校教育課事務係長： 一度事業者に集まっていたが、今の動きの中で疑問に思うところやご意見はないか伺っている。仕様や評価報告に反映をしていきたいと考えているが、最終的な結論は来週行われる審査会で出るので、私どもの意見も含めて、そこに反映したところで提案したいと考えている。

石井教育長： 何か質問等はないか。

(2) 天草市文化的景観学術検討委員について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

大石文化課長： 天草市文化的景観学術検討委員について報告する。本委員は重要文化的景観地区である崎津今富地区の保全事業等について、総合的、継続的に検討していくために設置したものである。この学術検討委員については、5月の教育委員会定例会において一度報告

している。その際は、名簿に掲載の田中尚人氏から畑元正司氏までを報告したが、その後、文化庁から委員の中に歴史分野の専門委員が必要ではないかと助言をいただいた。第1回目の学術検討委員会の中でもその件について協議をしたところ、歴史分野の専門の先生を置く必要があるということから、今回、新たに1名、委員の就任をお願いしたところである。委員は梶嶋政司氏である。現在、九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門の助教を務めておられる。専門は日本近世史で、本市アーカイブズ館天草史料調査にも関与されており、九州大学の九州文化史資料部門に在籍、天草の石本家や戦前戦後期の九州大学における天草研究について研究されている。また、九州文化史研究所には天草の庄屋の寄託された古文書類が多数あり、崎津村の文書も多く收藏されている。天草の近世史にも造詣が深く、識見を有する上、崎津村古文書所蔵館の担当教員として当該資料のアクセスにも強みがあるため、梶嶋氏を追加で就任依頼したところである。

石井教育長： 何か質問等はないか。

(3) 令和5年10月行事予定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

本多教育総務課長： 学校訪問については7校が予定されている。3日に教頭・主幹教諭研修会、5日に園長会議が予定されている。18日は郡市駅伝大会の予定である。なお、19日と20日に教育長が九州都市教育長協議会に出席予定である。教育委員会定例会は、10月25日を予定している。27日は九州地区へき地・小規模校教育研究大会が倉岳中学校で予定されている。

石井教育長： ほかに何か質問等はないか。

7 その他

石井教育長： 教育委員又は事務局から何かないか。

8 閉会

石井教育長： 事務局から他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。